

## 平成21年度税制改正概要

### 【住宅税制】

	改正前	改正後																																																
住宅ローン控除	<p>平成20年限りで廃止（平成20年に居住した場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">居住年</th> <th style="width: 25%;">ローンの対象年末残高</th> <th style="width: 60%;">控除期間・控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年</td> <td>2,000万円以下の部分</td> <td>1～6年 1% 7～10年 0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">または</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">居住年</th> <th style="width: 25%;">ローンの対象年末残高</th> <th style="width: 60%;">控除期間・控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年</td> <td>2,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 0.6% 11～15年 0.4%</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	ローンの対象年末残高	控除期間・控除率	平成20年	2,000万円以下の部分	1～6年 1% 7～10年 0.5%	居住年	ローンの対象年末残高	控除期間・控除率	平成20年	2,000万円以下の部分	1～10年 0.6% 11～15年 0.4%	<p>平成21年居住分も引き続き存置 ・一般の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">居住年</th> <th style="width: 25%;">ローンの対象年末残高</th> <th style="width: 60%;">控除期間・控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>5,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>5,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>4,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>3,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>2,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・200年住宅の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">居住年</th> <th style="width: 25%;">ローンの対象年末残高</th> <th style="width: 60%;">控除期間・控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>5,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1.2%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>5,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1.2%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>5,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1.2%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>4,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>3,000万円以下の部分</td> <td>1～10年 1%</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	ローンの対象年末残高	控除期間・控除率	平成21年	5,000万円以下の部分	1～10年 1%	平成22年	5,000万円以下の部分	1～10年 1%	平成23年	4,000万円以下の部分	1～10年 1%	平成24年	3,000万円以下の部分	1～10年 1%	平成25年	2,000万円以下の部分	1～10年 1%	居住年	ローンの対象年末残高	控除期間・控除率	平成21年	5,000万円以下の部分	1～10年 1.2%	平成22年	5,000万円以下の部分	1～10年 1.2%	平成23年	5,000万円以下の部分	1～10年 1.2%	平成24年	4,000万円以下の部分	1～10年 1%	平成25年	3,000万円以下の部分	1～10年 1%
居住年	ローンの対象年末残高	控除期間・控除率																																																
平成20年	2,000万円以下の部分	1～6年 1% 7～10年 0.5%																																																
居住年	ローンの対象年末残高	控除期間・控除率																																																
平成20年	2,000万円以下の部分	1～10年 0.6% 11～15年 0.4%																																																
居住年	ローンの対象年末残高	控除期間・控除率																																																
平成21年	5,000万円以下の部分	1～10年 1%																																																
平成22年	5,000万円以下の部分	1～10年 1%																																																
平成23年	4,000万円以下の部分	1～10年 1%																																																
平成24年	3,000万円以下の部分	1～10年 1%																																																
平成25年	2,000万円以下の部分	1～10年 1%																																																
居住年	ローンの対象年末残高	控除期間・控除率																																																
平成21年	5,000万円以下の部分	1～10年 1.2%																																																
平成22年	5,000万円以下の部分	1～10年 1.2%																																																
平成23年	5,000万円以下の部分	1～10年 1.2%																																																
平成24年	4,000万円以下の部分	1～10年 1%																																																
平成25年	3,000万円以下の部分	1～10年 1%																																																
200年住宅を新築した場合の所得税額の特別控除	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住の用に供する時期 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日からH23. 12/31まで</li> <li>・控除対象 認定長期優良住宅の新築等にかかる標準的な性能強化費用相当額（1,000万円を限度）</li> <li>・控除率……10%</li> <li>・居住年に控除しきれなかった分は翌年分において控除</li> <li>・控除年の合計所得金額が3,000万円超の場合は控除不可</li> <li>・住宅ローン控除との選択</li> </ul>																																																

<p>省エネ改修工事の所得税額の特例控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費用……30万円超</li> <li>・ 居住の用に供する時期…… H20. 4/1～H20. 12/31まで</li> <li>・ 控除期間……5年間</li> <li>・ 住宅借入金等の年末残高…… 1,000万円以下の部分</li> <li>・ 控除率 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 特定の省エネ改修工事に係る工事費用相当部分(200万円を限度)…… 2%</li> <li>ロ イの「特定の省エネ改修工事に係る工事費用相当部分」以外の工事費用相当部分……1%</li> </ul> </li> <li>・ 住宅ローン控除との選択</li> </ul>	<p>改正前の措置をH25. 12/31まで5年間延長および次の措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費用……30万円超</li> <li>・ 居住の用に供する時期…… H21. 4/1～H22. 12/31まで</li> <li>・ 住宅借入金等……必要なし</li> <li>・ 控除対象……</li> <li>・ その省エネ改修工事費用の額と省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額(200万円を限度)、同時に太陽光発電装置を設置する場合は300万円を限度</li> <li>・ 控除率……10%</li> <li>・ H21年に控除を受けたときはH22年は控除不可</li> <li>・ 住宅ローン控除との選択</li> </ul>												
<p>住宅バリアフリー改修工事の所得税額の特例控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住の用に供する時期…… H19. 4/1からH20. 12/31まで</li> <li>・ 控除期間……5年間</li> <li>・ 住宅借入金等の年末残高…… 1,000万円以下の部分</li> <li>・ 控除率 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ バリアフリー改修工事に係る工事費用相当部分(200万円を限度)…… 2%</li> <li>ロ イの「バリアフリー改修工事に係る工事費用相当部分」以外の工事費用相当部分……1%</li> </ul> </li> <li>・ 住宅ローン控除との選択</li> </ul>	<p>改正前の措置をH25. 12/31まで5年間延長および次の措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住の用に供する時期…… H21. 4/1～H22. 12/31まで</li> <li>・ 住宅借入金等……必要なし</li> <li>・ 控除対象……</li> <li>・ バリアフリー改修工事費用の額とバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額(200万円を限度)といずれか少ない金額</li> <li>・ 控除率……10%</li> <li>・ H21年に控除を受けたときはH22年は控除不可(要介護状態区分がH21と比べ3段階以上上昇したときはH22も適用可)</li> <li>・ 省エネ改修工事と同時に行ったときはその年に控除できる金額は20万円を限度(同時に太陽光発電装置を設置する場合は30万円を限度)</li> <li>・ 住宅ローン控除との選択</li> </ul>												
<p>耐震改修した場合の所得税額の特例控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用期限……H18. 4/1～H20. 12/31</li> <li>・ 対象家屋…… 地方公共団体が行う耐震改修のための一定事業を行う住宅耐震改修促進計画等が定められた区域において、その者の居住の用に供する家屋(昭和56年5月31日以前建築)</li> <li>・ 控除対象…… 耐震改修にかかった費用の額</li> <li>・ 控除率…… 10%(控除額の上限20万円)</li> <li>・ 住宅ローン控除と併用可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用期限……H21. 1/1以後</li> <li>・ 対象家屋…… 地方公共団体が行う耐震改修のための一定事業のうち補助対象が耐震診断のみのもの等が追加。</li> <li>・ 控除対象…… 耐震改修にかかった費用の額と住宅耐震改修にかかる標準的な工事費用相当額のうちいずれか少ない金額</li> <li>・ 住宅ローン控除と併用可</li> </ul>												
<p>登録免許税の住宅税制</p>	<table border="1" data-bbox="363 1771 815 2002"> <thead> <tr> <th>登記内容</th> <th>通常</th> <th>住宅特例※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権保存</td> <td>0.4%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>所有権移転</td> <td>2%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>抵当権設定</td> <td>0.4%</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H21. 3/31まで適用</p>	登記内容	通常	住宅特例※	所有権保存	0.4%	0.15%	所有権移転	2%	0.3%	抵当権設定	0.4%	0.1%	<p>特例税率は、H23. 3/31まで適用</p>
登記内容	通常	住宅特例※												
所有権保存	0.4%	0.15%												
所有権移転	2%	0.3%												
抵当権設定	0.4%	0.1%												

不動産取得税の住宅及び住宅用地の特例税率	H21. 3/31まで、税率を原則4%から3%に軽減、なお土地については固定資産税評価額を1/2を乗じて税額を計算	特例税率および土地の税額計算の特例はH24. 3/31まで適用																		
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	H21. 3/31までの新築部分について <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐用年数</th> <th>割増償却率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年未満の住宅</td> <td>0.28</td> </tr> <tr> <td>35年以上の住宅</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table>	耐用年数	割増償却率	35年未満の住宅	0.28	35年以上の住宅	0.40	H23. 3/31までの新築部分について <ul style="list-style-type: none"> <li>一般型高齢者向け優良賃貸住宅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐用年数</th> <th>割増償却率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年未満の住宅</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>35年以上の住宅</td> <td>0.28</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐用年数</th> <th>割増償却率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年未満の住宅</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>35年以上の住宅</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	耐用年数	割増償却率	35年未満の住宅	0.20	35年以上の住宅	0.28	耐用年数	割増償却率	35年未満の住宅	0.40	35年以上の住宅	0.55
耐用年数	割増償却率																			
35年未満の住宅	0.28																			
35年以上の住宅	0.40																			
耐用年数	割増償却率																			
35年未満の住宅	0.20																			
35年以上の住宅	0.28																			
耐用年数	割増償却率																			
35年未満の住宅	0.40																			
35年以上の住宅	0.55																			

#### 【中小企業対策】

	改正前	改正後
軽減税率	中小法人 年800万円以下 22% 年800万円超 30%  (普通法人以外の場合、省略)	中小法人 年800万円以下 18% 年800万円超 30%  ※H21. 4/1からH23. 3/31終了事業年度に適用
欠損金の繰戻し還付の復活	欠損金の繰り戻し還付の適用はH22. 3/31までの間に終了する事業年度は停止中(一定の場合を除く)	欠損金の繰り戻し還付の適用を復活 ※H21. 2/1以後終了事業年度から適用
事業基盤強化税制	H21. 3. 31までに特定の中小企業者等が一定の機械装置等を取得した場合、特別償却30%又は税額控除7%	・適用期限をH23. 3/31まで2年間延長
人材投資促進税制	中小企業者が支出した教育訓練費の労働費用に占める割合が一定水準(0.15%)以上の場合に(教育訓練費の総額)×8%~12%を税額控除する	適用期限をH23. 3/31開始事業年度まで2年間延長

【相続税制】

	改正前	改正後
取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設	—————	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営承継相続人が相続等により経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の議決権株式等を取得した場合、経営承継相続人の相続税額のうち、その議決権株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税額をその経営承継相続人の死亡等の日まで納税猶予する。</li> <li>・ H20. 10/1以後の相続等について適用</li> </ul>
取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設	—————	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後継者が経済産業大臣の認定を受けた非上場会社を経営していた親族から贈与によりその保有株式の全部を取得した場合は、猶予対象株式に係る贈与税を猶予する。</li> <li>・ 免除等については相続税の納税猶予と同様</li> <li>・ 贈与者の死亡時に猶予対象株式を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により相続税を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合は、相続税の納税猶予を適用する。</li> </ul>
特定同族株式に係る課税価格の計算の特例	相続等により一定要件を満たす取引相場のない株式を取得した場合に、発行済株式の3分の2以下に相当する部分（10億円限度）につき、相続税の課税価格を10%減額する。	H21. 3/31をもって廃止
特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度	H20. 12/31までに取引相場のない株式の贈与を受け一定の要件を満たすときは、60才以上の親からの贈与でも相続時精算課税制度を適用することとし、2,500万円の非課税枠を500万円上乘せし3,000万円とする。	経過措置を講じた上、廃止する。
農業経営基盤強化促進法に基づき貸付けられた市街化区域外の農地	(新設)	納税猶予の対象とする。また既に納税猶予を受けている農地を貸付けた場合、納税猶予は継続できるが、その期間は20年間から終身へと変更される。
市街化区域外の農地の納税猶予	20年の営農継続により免除。	20年免除を廃止し、終身とする。
農業経営基盤強化促進法に基づき譲渡をした場合	(新設)	該当部分のみ打ち切り (20%の面積基準対象外)
猶予期間中の納税猶予の継続	(新設)	猶予期間中やむを得ない事情により営農継続困難となった場合、農地の貸付をしても納税猶予の継続を認める
一時的に営農できない場合	(新設)	災害その他やむを得ない事情で一時的に営農できない場合等、営農しているものとする
利子税	納付する税額に対する利子税の割合 年6.6%	年3.6%に引き下げ(20年猶予の場合は6.6%)

【土地税制】

	改正前	改正後
土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除	(新設)	H21.1/1～H22.12/31までの間に取得した土地等で所有期間が5年超のものを譲渡した場合には、その年中のその譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円を控除する。
土地等の先行取得をした場合の課税の特例	(新設)	H21.1/1～H22.12/31までの間に土地等を取得(※)し、取得日を含む事業年度終了の日後10年以内に他の土地等を譲渡したときは、他の土地等の譲渡益を80%相当額(平成22年中取得分は60%相当額)を減額し、減額相当額は先行取得した土地等の取得価額を圧縮記帳する。 (※) 取得年の確定申告時に届出要
特定事業用資産の買換特例(所得税法16号・法人税法17号)	H20.12/31まで適用。この規定は、所有期間が10年超の国内にある土地等・建物・構築物を譲渡し、国内にある土地等・建物・構築物・機械装置を取得した場合に、譲渡による収入金額又は買換資産の取得価額に対応する部分の80%相当額の課税を繰延べるといふものである。	H23.12/31まで適用。
優良住宅地の譲渡所得の課税の特例	H20.12/31まで適用。	H25.12/31まで適用。さらに適用対象から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を除外。
特定住宅造成事業等の譲渡所得の特別控除	H20.12/31まで適用。	H23.12/31まで適用。さらに適用対象から中小小売商業振興法の高度化事業計画に基づく高度化事業のために土地等を譲渡した場合は、一定の経過措置の後除外。
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	農地保有の合理化のために土地を譲渡した場合として、12項目掲げられている。	12項目の適用対象から農用地区域内の特定遊休農地を農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定農業法人に譲渡した場合を除外。
不動産業者等が土地を譲渡等した場合の課税の特例の適用停止措置	H20.12/31まで適用停止。	H25.12/31まで適用停止。
法人の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置	H20.12/31まで適用停止。	H25.12/31まで適用停止。

土地に係る固定資産税の負担調整措置	(新設)	商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の定めるところにより、H21年度からH23年度までの税額が前年度税額に1.1以上で条例に定める割合を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える額に相当する金額を減額する。																																		
登録免許税	<p>土地の所有権移転登記</p> <table border="1"> <tr><td>H20. 4/1～H21. 3/31</td><td>10/1,000</td></tr> <tr><td>H21. 4/1～H22. 3/31</td><td>13/1,000</td></tr> <tr><td>H22. 4/1～H23. 3/31</td><td>15/1,000</td></tr> </table> <p>土地の所有権の信託登記</p> <table border="1"> <tr><td>H20. 4/1～H21. 3/31</td><td>2/1,000</td></tr> <tr><td>H21. 4/1～H22. 3/31</td><td>2.5/1,000</td></tr> <tr><td>H22. 4/1～H23. 3/31</td><td>3/1,000</td></tr> </table> <p>Jリート・SPCの不動産取得</p> <table border="1"> <tr><td>H20. 4/1～H21. 3/31</td><td>8/1,000</td></tr> <tr><td>H21. 4/1～H22. 3/31</td><td>9/1,000</td></tr> </table>	H20. 4/1～H21. 3/31	10/1,000	H21. 4/1～H22. 3/31	13/1,000	H22. 4/1～H23. 3/31	15/1,000	H20. 4/1～H21. 3/31	2/1,000	H21. 4/1～H22. 3/31	2.5/1,000	H22. 4/1～H23. 3/31	3/1,000	H20. 4/1～H21. 3/31	8/1,000	H21. 4/1～H22. 3/31	9/1,000	<table border="1"> <tr><td>H21. 4/1～H22. 3/31</td><td>10/1,000</td></tr> <tr><td>H22. 4/1～H23. 3/31</td><td>10/1,000</td></tr> <tr><td>H23. 4/1～H24. 3/31</td><td>13/1,000</td></tr> <tr><td>H24. 4/1～H25. 3/31</td><td>15/1,000</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>H21. 4/1～H22. 3/31</td><td>2/1,000</td></tr> <tr><td>H22. 4/1～H23. 3/31</td><td>2/1,000</td></tr> <tr><td>H23. 4/1～H24. 3/31</td><td>2.5/1,000</td></tr> <tr><td>H24. 4/1～H25. 3/31</td><td>3/1,000</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>H21. 4/1～H22. 3/31</td><td>8/1,000</td></tr> </table>	H21. 4/1～H22. 3/31	10/1,000	H22. 4/1～H23. 3/31	10/1,000	H23. 4/1～H24. 3/31	13/1,000	H24. 4/1～H25. 3/31	15/1,000	H21. 4/1～H22. 3/31	2/1,000	H22. 4/1～H23. 3/31	2/1,000	H23. 4/1～H24. 3/31	2.5/1,000	H24. 4/1～H25. 3/31	3/1,000	H21. 4/1～H22. 3/31	8/1,000
H20. 4/1～H21. 3/31	10/1,000																																			
H21. 4/1～H22. 3/31	13/1,000																																			
H22. 4/1～H23. 3/31	15/1,000																																			
H20. 4/1～H21. 3/31	2/1,000																																			
H21. 4/1～H22. 3/31	2.5/1,000																																			
H22. 4/1～H23. 3/31	3/1,000																																			
H20. 4/1～H21. 3/31	8/1,000																																			
H21. 4/1～H22. 3/31	9/1,000																																			
H21. 4/1～H22. 3/31	10/1,000																																			
H22. 4/1～H23. 3/31	10/1,000																																			
H23. 4/1～H24. 3/31	13/1,000																																			
H24. 4/1～H25. 3/31	15/1,000																																			
H21. 4/1～H22. 3/31	2/1,000																																			
H22. 4/1～H23. 3/31	2/1,000																																			
H23. 4/1～H24. 3/31	2.5/1,000																																			
H24. 4/1～H25. 3/31	3/1,000																																			
H21. 4/1～H22. 3/31	8/1,000																																			
土地・住宅に係る不動産取得税の特例措置	H21. 3/31まで適用。	H24. 3/31まで適用。																																		
Jリート・SPCに係る不動産取得税の課税標準の特例措置	H21. 3/31まで適用。	H23. 3/31まで適用。																																		

#### 【金融証券税制】

	改正前	改正後
上場株式等の譲渡所得等の特例	<p>【H20. 12/31まで】 10% (所得税7%、住民税3%)</p> <p>【H21. 1/1以後】 (原則) H21. 1/1以後は20% (所得税15%、住民税5%) (特例措置) 上記(原則)にかかわらずH21. 1/1～H22. 12/31までの2年間、年間500万円以下の場合は10% (所得税7%、住民税3%)とする。</p>	<p>【H21. 1/1以後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21. 1/1以後においても、10% (所得税7%、住民税3%)の軽減税率を維持</li> <li>・ 500万円の上限は撤廃</li> <li>・ 軽減税率は、H23. 12/31まで適用予定</li> </ul>

<p>源泉徴収口座の源泉徴収税率（所得税7%、住民税3%）</p>	<p>【H20.12/31まで】 10%（所得税7%、住民税3%）</p> <p>【H21.1/1以後】 H21.1/1～H22.12/31までの2年間は、特定口座の源泉徴収税率は引き続き10%（所得税7%、住民税3%）とする。 ただし、すべての上場株式等の譲渡所得の金額の合計額が500万円を超える者は、申告不要の特例不可</p>	<p>【H21.1/1以後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H21.1/1以後においても、10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率を維持</li> <li>・軽減税率は、H23.12/31まで適用予定</li> </ul>
<p>上場株式等の配当等の源泉徴収税率（所得税7%、住民税3%）</p>	<p>【H20.12/31まで】 10%（所得税7%、住民税3%）</p> <p>【H21.1/1以後】 H21.1/1～H22.12/31までの2年間は、大口株主を除き、個人に対する源泉徴収税率は10%（所得税7%、住民税3%）とする。 ただし、年間の上場株式等の配当等の合計額が100万円を超える者は申告不要の特例不可</p>	<p>【H21.1/1以後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H21.1/1以後においても、10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率を維持</li> <li>・軽減税率は、H23.12/31まで適用予定</li> <li>・申告不要可（上限なし）</li> </ul>
<p>上場株式等の配当所得の課税方式</p>	<p>【H20.12/31まで】 大口株主を除き、金額にかかわらず申告不要制度の適用有。 （申告する場合は総合課税）</p> <p>【H21.1/1以後】</p> <p>(1)H21.1/1～H22.12/31までの2年間</p> <p>①年間受取配当100万円以下は下記より選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告不要（実質10%の源泉分離課税）</li> <li>・総合課税</li> <li>・申告分離課税（所得税7%、住民税3%）</li> </ul> <p>②年間受取配当100万円超は下記より選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合課税</li> <li>・申告分離課税（100万円までの部分は10%、100万円超の部分は20%）</li> </ul> <p>(2)H23.1/1以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告不要（実質20%の源泉分離課税）</li> <li>・総合課税</li> <li>・申告分離課税（所得税15%、住民税5%）</li> </ul>	<p>【H21.1/1以後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大口株主を除き、申告分離課税の場合10%（所得税7%、住民税3%）</li> <li>・総合課税</li> </ul>
<p>少額の上場株式等投資のための非課税措置</p>	<p>（新設）</p>	<p>1年間で取得価額100万円分の上場株式等にかかる配当、譲渡益については、口座開設から10年間非課税とする</p> <p>※H24.1/1以後において適用予定。</p>
<p>カバードワラントの譲渡区分</p>	<p>譲渡および差金決済等は、総合課税の譲渡所得または事業所得、雑所得</p>	<p>先物等に係る雑所得として分離課税</p> <p>※H22.1/1以後の譲渡および差金決済等</p>

		について適用																																								
確定拠出年金の 拠出限度額の上 限引き上げ	<p>企業型年金の拠出は、企業のみ認める。</p> <p>拠出限度額            企業型            企業年金あり 月額46,000円            企業年金なし 月額23,000円</p> <p>個人型            企業年金なし 月額18,000円</p>	<p>企業型年金でも個人拠出が認められ、その掛金は全額所得控除の対象となる。</p> <p>拠出限度額            企業型            企業年金あり 月額51,000円            企業年金なし 月額25,500円</p> <p>個人型            企業年金なし 月額23,000円</p>																																								
生命保険料控除 の改組	<p>一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の2種類で、控除の上限は10万円</p> <p>(所得税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>25,000円超 50,000円以下</td> <td>支払った保険料 ×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円超 100,000円以</td> <td>支払った保険料 ×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(住民税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払った保険料 ×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以</td> <td>支払った保険料 ×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料の額	控除額	25,000円以下	支払った保険料の全額	25,000円超 50,000円以下	支払った保険料 ×1/2+12,500円	50,000円超 100,000円以	支払った保険料 ×1/4+25,000円	100,000円超	一律50,000円	支払保険料の額	控除額	15,000円以下	支払った保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	支払った保険料 ×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以	支払った保険料 ×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円	<p>新たに介護医療保険料控除を創設し、3種類の区分となり、控除の上限は12万円</p> <p>(所得税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超 40,000円以下</td> <td>支払った保険料 ×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 80,000円以</td> <td>支払った保険料 ×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(住民税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払った保険料 ×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以</td> <td>支払った保険料 ×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年分以後の所得税、平成25年度分以後の個人住民税について適用            ※新控除は、新制度施行後に締結した生命保険契約が対象</p>	支払保険料の額	控除額	20,000円以下	支払った保険料の全額	20,000円超 40,000円以下	支払った保険料 ×1/2+10,000円	40,000円超 80,000円以	支払った保険料 ×1/4+20,000円	80,000円超	一律40,000円	支払保険料の額	控除額	12,000円以下	支払った保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	支払った保険料 ×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以	支払った保険料 ×1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円
支払保険料の額	控除額																																									
25,000円以下	支払った保険料の全額																																									
25,000円超 50,000円以下	支払った保険料 ×1/2+12,500円																																									
50,000円超 100,000円以	支払った保険料 ×1/4+25,000円																																									
100,000円超	一律50,000円																																									
支払保険料の額	控除額																																									
15,000円以下	支払った保険料の全額																																									
15,000円超 40,000円以下	支払った保険料 ×1/2+7,500円																																									
40,000円超 70,000円以	支払った保険料 ×1/4+17,500円																																									
70,000円超	一律35,000円																																									
支払保険料の額	控除額																																									
20,000円以下	支払った保険料の全額																																									
20,000円超 40,000円以下	支払った保険料 ×1/2+10,000円																																									
40,000円超 80,000円以	支払った保険料 ×1/4+20,000円																																									
80,000円超	一律40,000円																																									
支払保険料の額	控除額																																									
12,000円以下	支払った保険料の全額																																									
12,000円超 32,000円以下	支払った保険料 ×1/2+6,000円																																									
32,000円超 56,000円以	支払った保険料 ×1/4+14,000円																																									
56,000円超	一律28,000円																																									
法人の公募株式 投資信託の解約 ・償還に関する 取扱い	<p>内国法人等が所有する上場公募株式投資信託について、信託契約の終了または一部の解約の際には源泉徴収あり</p>	<p>上場公募株式投資信託について、信託契約の終了または一部の解約の際には、源泉徴収は行わない</p> <p>※H21.4/1以後の信託契約の終了または一部の解約について適用</p>																																								
上場株式の譲渡 損失と上場株式 の配当所得との 損益通算	<p>(平成20年度改正内容)            H21年分以後の所得税及びH22年度分以後の住民税について適用。            申告分離課税を選択した配当について、上場株式等の譲渡損との通算を認める。</p>	(同左)																																								

公募株式投資信託の解約・償還差益の所得区分	(平成20年度改正内容) 解約差益・償還差益は、株式等の譲渡所得等とみなす。  ※平成21年1月以後の解約・償還について適用。	(同左)
-----------------------	--	------

【その他】

	改正前	改正後																		
外国子会社からの受取配当金	<b>間接外国税額控除</b> 外国子会社が支払った外国法人税のうち一定額を日本法人が支払ったものとみなして、外国税額控除を行う。	<b>外国子会社配当益金不算入</b> 外国子会社からの配当の95%相当額を益金に算入しない。 外国子会社からの配当に係る外国源泉税は、外国税額控除の対象としない。 H21.4/1以後に開始する事業年度から適用。																		
電子証明書等特別控除	平成19年分又は20年分のいずれかの申告で5,000円の所得税額控除。	適用期限を2年間延長																		
定額給付金	—————	非課税																		
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐用年数</th> <th>割増償却率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年未満</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>35年以上</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	耐用年数	割増償却率	35年未満	28%	35年以上	40%	<p>①生活支援施設一体型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐用年数</th> <th>割増償却率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>35年以上</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②上記以外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐用年数</th> <th>割増償却率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>35年以上</td> <td>28%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H21.4/1～H23.3/31に新築又は取得し、賃貸の用に供したものに適用</p>	耐用年数	割増償却率	35年未満	40%	35年以上	55%	耐用年数	割増償却率	35年未満	20%	35年以上	28%
耐用年数	割増償却率																			
35年未満	28%																			
35年以上	40%																			
耐用年数	割増償却率																			
35年未満	40%																			
35年以上	55%																			
耐用年数	割増償却率																			
35年未満	20%																			
35年以上	28%																			
印紙税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載金額</th> <th>不動産譲渡契約 建設工事請負契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>5億円超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>540,000円</td> </tr> </tbody> </table>	記載金額	不動産譲渡契約 建設工事請負契約	1,000万円超	15,000円	5,000万円超	45,000円	1億円超	80,000円	5億円超	180,000円	10億円超	360,000円	50億円超	540,000円	適用期限を2年延長 (H23.3/31まで)				
記載金額	不動産譲渡契約 建設工事請負契約																			
1,000万円超	15,000円																			
5,000万円超	45,000円																			
1億円超	80,000円																			
5億円超	180,000円																			
10億円超	360,000円																			
50億円超	540,000円																			